

会員各位

横浜植物防疫協会からのお知らせ

コンテナ詰め条件付き輸入生果実関係

【海上輸送中のコンテナにおける低温処理が条件の一部とされている植物に係る陸揚げ後の消毒処理の継続について】

農林水産省消費・安全局長植物防疫課長から下記との連絡がありましたので、お知らせします。

【連絡の内容】

海上輸送中のコンテナにおける低温処理が条件の一部とされている生果実(12か国16品目)について、農林水産大臣が定める基準及び植物検疫実施細則の一部改正により、低温処理コンテナの卸下までに消毒処理が終了していない場合であっても、一定の条件を満たせば卸下後の処理継続を認める改正を行いました。

記

1. 輸入する植物について、消毒処理が終了しておらず検査証明書等の書類がない場合であっても、当該コンテナの卸下後遅滞なく、植物防疫官に輸入検査の申請書を提出すること。その際、低温処理を継続する場所(コンテナヤード名)についても併せて報告すること。
2. 卸下後に低温処理を継続するに当たっては、病虫害の分散防止の観点から、輸入港への到着後に低温処理コンテナにき裂、損傷等がないかどうかを確認し、確認結果を植物防疫官に報告すること。なお、報告がない場合やその他植物防疫官が必要と認める場合は、植物防疫官が消毒処理の終了前にコンテナヤードでき裂、損傷等の有無を確認いたしますので、ご承知おき願います。

以上

生果実(12か国16品目)などの詳細については別添1及び2をご確認願います。なお、オーストラリア産の海上輸送中のコンテナにおける低温処理が条件の一部とされている生果実については令和7年1月9日付で改正済となっています。

改正を行った農林水産大臣が定める基準の一覧

- (1) 南アフリカ共和国から発送されるバレンシア種、ワシントンネーブル種、トマング種及びプロテア種のスイートオレンジ、レモン、グレープフルーツ並びにクレメンティンの生果実並びにエスワティニから発送されるバレンシア種、ワシントンネーブル種、トマング種及びプロテア種のスイートオレンジ、グレープフルーツ並びにクレメンティンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準〔昭和48年5月24日 農林省告示第1045号〕
- (2) スペインから発送されるレモン、クレメンティン並びにネーブル種、バレンシア種及びサルスティアーナ種のスイートオレンジの生果実に係る農林水産大臣が定める基準〔昭和63年11月29日 農林水産省告示第1886号〕
- (3) イスラエルから発送されるシャムテ種及びバレンシア種のスイートオレンジ、グレープフルーツ、スウィーティ、ポメロ、レモン並びにオアの生果実に係る農林水産大臣が定める基準〔平成2年3月20日 農林水産省告示第438号〕
- (4) イスラエルから発送されるトライアンフ種のかきの生果実に係る農林水産大臣が定める基準〔平成15年11月18日 農林水産省告示第1883号〕
- (5) 南アフリカ共和国から発送されるバーリンカ種のぶどうの生果実に係る農林水産大臣が定める基準〔平成22年4月16日 農林水産省告示第620号〕
- (6) アルゼンチンから発送されるグレープフルーツ、スイートオレンジ（バレンシア種、サルスティアーナ種、ラネラーテ種及びワシントンネーブル種）、レモン、エレンデール、クレメンティン、ノバ及びマーコット生果実に係る農林水産大臣が定める基準〔平成26年2月7日 農林水産省告示第189号〕
- (7) イタリアから発送されるタロッコ種、サンギネロ種及びモロ種のスイートオレンジの生果実に係る農林水産大臣が定める基準〔平成26年2月7日 農林水産省告示第190号〕
- (8) トルコから発送されるオレンジその他のシトラス・シネンシス等の生果実に係る農林水産大臣が定める基準〔平成26年2月7日 農林水産省告示第191号〕
- (9) ペルーから発送されるうんしゅうみかんの生果実に係る農林水産大臣が定める基準〔平成30年9月26日 農林水産省告示第2131号〕
- (10) エジプトから発送されるオレンジその他のシトラス・シネンシス、マンダリンとオレンジとの交雑種その他のシトラス・レティクラタとシトラス・シネンシスとの交雑種、レモンその他のシトラス・リモン、グレープフルーツその他のシトラス・パラディシ、マンダリンその他のシトラス・レティクラタ及びクレメンティンその他のシトラス・クレメンティナの生果実に係る農林水産大臣が定める基準〔令和2年11月2日 農林水産省告示第2128号〕
- (11) ベトナムから発送されるりゅうがんの生果実に係る農林水産大臣が定める基準〔令和4年11月18日 農林水産省告示第1869号〕

- (1 2) モロッコから発送されるマンダリンその他のシトラス・レティクラタ及びクレメンティンその他のシトラス・クレメンティナの生果実に係る農林水産大臣が定める基準〔令和5年2月24日 農林水産省告示第343号〕
- (1 3) ペルーから発送されるぶどう（ウィティス・ウィニフェラに限る。）の生果実に係る農林水産大臣が定める基準〔令和5年3月22日 農林水産省告示第438号〕
- (1 4) メキシコから発送されるグレープフルーツ、スウィートオレンジ、マンダリン及びミネオラの生果実に係る農林水産大臣が定める基準〔令和5年7月26日 農林水産省告示第878号〕
- (1 5) アメリカ合衆国のフロリダ州から発送されるアキー、アセロラ、クリソバラヌス・イカコ、ごれんし、サボジラ、ジャボチカバ、すいしょうがき、すもも、ながきんかん、マンゴウ、もも、ももたまな、りんご、かき属植物、にんめんし属植物、ばんじろう属植物、ばんれいし属植物、ふともも属植物、みかん属植物（ライム及びレモンを除く。）及びユーゲニア属植物の生果実に係る農林水産大臣が定める基準〔令和5年7月26日 農林水産省告示第880号〕

改正を行った植物検疫実施細則の一覧

- (1) 南アフリカ共和国産スウィートオレンジ、レモン、グレープフルーツ及びクレメンティン並びにエスワティニ産スウィートオレンジ、グレープフルーツ及びクレメンティンの生果実に関する植物検疫実施細則〔昭和48年5月24日 48農蚕第3113号 農蚕園芸局長通達〕
- (2) スペイン国産レモン、クレメンティン及びスウィートオレンジの生果実に関する植物検疫実施細則〔平成8年9月17日 8農産第5863号農産園芸局長通達〕
- (3) イスラエル産スウィートオレンジ、グレープフルーツ、スウィーティ、ポメロ、レモン及びオアの生果実に関する植物検疫実施細則〔平成2年3月20日 2農蚕第1124号農蚕園芸局長通達〕
- (4) イスラエル産かき生果実に関する植物検疫実施細則〔平成15年11月18日 15消安第2936号消費・安全局長通達〕
- (5) 南アフリカ共和国産バーリンカ種のぶどうの生果実に関する植物検疫実施細則〔平成22年4月16日 22消安第310号消費・安全局長通知〕
- (6) アルゼンチン産グレープフルーツ、スウィートオレンジ（バレンシア種、サルスティアーナ種、ラネラーテ種及びワシントンネーブル種のものに限る。）、レモン、エレンデール、クレメンティン、ノバ及びマーコットの生果実に関する植物検疫実施細則〔平成15年4月25日 14生産第10776号生産局長通知〕
- (7) イタリア産タロッコ種、サンギネロ種及びモロ種のスウィートオレンジの生果実に関する植物検疫実施細則〔平成17年3月10日 16消安第9372号消費・安全局長通知〕
- (8) トルコ産オレンジその他のシトラス・シネンシス等の生果実に関する植物検疫実施細則〔平成22年8月18日 22消安第4305号消費・安全局長通知〕
- (9) ペルー産うんしゅうみかんの生果実に関する植物検疫実施細則〔平成30年9月26日 30消安第2895号消費・安全局長通達〕
- (10) エジプト産オレンジその他のシトラス・シネンシス、マンダリンとオレンジとの交雑種その他のシトラス・レティクラタとシトラス・シネンシスとの交雑種、レモンその他のシトラス・リモン、グレープフルーツその他のシトラス・パラディシ、マンダリンその他のシトラス・レティクラタ及びクレメンティンその他のシトラス・クレメンティナの生果実に関する植物検疫実施細則〔令和2年11月2日 2消安第3144号消費・安全局長通知〕
- (11) ベトナム産りゅうがんの生果実に関する植物検疫実施細則〔令和4年11月18日 4消安第4260号消費・安全局長通知〕
- (12) モロッコ産マンダリンその他のシトラス・レティクラタ及びクレメンティンその他のシトラス・クレメンティナの生果実に関する植物検疫実施細則〔令和5年2月24日 4消安第6198号消費・安全局長通知〕

- (13) ペルー産ぶどう（ウィティス・ウィニフェラに限る。）の生果実に関する植物検疫実施細則〔令和5年3月22日 4消安第6724号 消費・安全局長通知〕
- (14) メキシコ産グレープフルーツ及びスウィートオレンジ生果実に関する植物検疫実施細則〔令和5年7月28日 5消安第2568号 消費・安全局長通知〕
- (15) アメリカ合衆国フロリダ州産アキー、アセロラ、クリソバラヌス・イカコ、ごれんし、サポジラ、ジャボチカバ、すいしょうがき、すもも、ながきんかん、マンゴウ、もも、ももたまな、りんご、かき属植物、にんめんし属植物、ばんじろう属植物、ばんれいし属植物、ふともも属植物、みかん属植物（ライム及びレモンを除く。）及びユーゲニア属植物の生果実に関する植物検疫実施細則〔令和5年7月28日 5消安第2572号 消費・安全局長通知〕
- (16) 南アフリカ共和国産ハス種のアボカドの生果実に関する植物検疫実施細則〔令和5年11月30日 5消安第4958号 消費・安全局長通知〕